

公募要領
宮古島市農林水産物流通・加工に関する基礎調査業務

令和3年6月
宮古島市

1. 業務名

宮古島市農林水産物流通・加工に関する基礎調査業務

2. 委託業務の内容

委託業務の内容については、別添の仕様書を参照して下さい。

3. 業務期間及びスケジュール

(1) 委託業務の期間: 契約締結の翌日から令和4年3月15日

(2) スケジュール ※スケジュールは、あくまで目安であり、変更となる可能性があります。

6月22日		企画提案募集開始
6月22日	～6月29日	質問票受付期間(7月1日までに回答予定)
7月6日		企画提案〆切
7月7日	～7月14日	審査・選定
		※選定委員会におけるヒアリングを7/12(月)午後オンライン(ZOOMを想定)で行う予定です。
選定後		契約協議、契約手続き、業務着手
9月下旬	～10月上旬	中間報告
3月中旬		最終報告書提出

4. 予算限度額

¥5,000,000-(税込み)を上限とします。※契約金額を示すものではありません。

5. 契約の条件

(1) 採択件数: 1件

(2) 委託契約の締結

採択された案件については、本市と提案者との間で、契約条件について協議の上、委託契約を締結します。契約形態は概算契約⁽¹⁾とします。

なお、契約締結にあたっては、本市の契約規則等に基づき手続きします。

⁽¹⁾契約金額が契約締結時には確定しておらず、概算額で契約し、履行が完了した段階で額を確定させるもの

6. 応募資格

以下の要件を満たす事業者とします。

- ①実施者(連名提案の場合は代表提案者)は日本法人(登記法人)であり、本事業に関する契約を本市と直接締結できる事業者であること。
- ②連名提案の場合は、代表提案者及び共同提案者の役割分担を明確化し、体制図等に明記すること。
- ③実施者は提案する事業のすべてについて、遂行するために必要な能力、知見、組織・人員・実施体制、経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
※応募資格を有しない者の提案書、又は不備がある提案書は受理できません。再度提案書を提出する場合は、公募締切日までに提案書を修正・再提出する必要があります。
- ④地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- ⑤その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

7. 応募方法

下記の書類を一つの封筒に入れ、「8. 締め切り、提出先」に基づいて、ご提出下さい。申請書と提案書は市のホームページからダウンロードしたものをご使用下さい。

- ・企画申請書(様式1):1部
- ・企画提案書(様式2)(含む、工程表(別紙1)):7部

※補足説明資料を添付することは可能ですが、書類審査は原則として企画提案書をもとに行います。補足資料を添付する場合、7部同封ください。

- ・納税証明書(市内に本拠のある法人のみ):1部
- ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書):1部
- ・印鑑証明書:1部

※各証明書は、いずれも発行後3か月以内のものを提出すること。

(注)

- ①企画提案書の事業費内訳については、人件費、直接経費(外注費、旅費、謝金等)の内訳を明確にして下さい。(なお、直接経費から人件費への流用は原則認められません。)
- ②提案書類は返却しません。
- ③機密保持には十分配慮します。
- ④企画提案書の内容について、ヒアリング行う予定とします。

8. 締め切り、提出先

①公募期間

公募開始日 令和3年6月22日(火)

公募締切日 令和3年7月6日(火)(17時必着)

※〆切を過ぎて、担当者に書類が届いた場合には、受理しない旨を担当者から連絡します。

※書類に不備がある場合には、担当者から連絡後、公募締切日までに修正・再提出頂く必要がありますが、書類が担当者に到着した日から連絡までに最大2日かかる可能性があります。
 ※なお、台風を含む自然災害等、不測の事態にて、書類の到着が遅延する可能性がある場合には、受理する場合がありますため、担当者あてにご連絡ください。

②提出先

宮古島市役所産業振興局 担当 三上 宛
 〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里1140番地
 宮古島市役所 2階

③提出方法

郵送、託送または直接持参にて提出ください。

9. 事業者選定について

事業者の選定については、事業者選定委員会により行います。選定委員会においては、企画提案書の審査を行った上で、提案事業者によるプレゼンテーションを行って頂き、審査基準に基づいて採点を行います。採点を行った結果、委員評価の合計点が高い事業者から順位付けを行い、順位の高い事業者から候補事業者として、契約に向けた協議を行います。協議の結果、契約締結に至らなかった場合は、次の順位の候補事業者と契約に向けた協議を行うものとしします。

同点の場合は、事業費の小さい提案を行った事業者を高い順位とします。

なお、委員評価の合計点が、全委員に割り当てられた配点の合計(満点)の50%以上であることを候補事業者となる条件とします。

(1) 審査基準

評価項目(業務項目等)	評価内容	配点
(1)生産・加工・消費の実態調査	①目的理解度	3点
	②具体性・実現性	5点
	③有効性	5点
(2)全体利益の最大化に関する調査・検討	①目的理解度	3点
	②具体性・実現性	5点
	③有効性	5点
(3)施策の方向性とシナリオの検討に対する助言・支援	①目的理解度	3点
	②具体性・実現性	3点
	③有効性	3点
(4)KPIに係る調査方法に関する検討	①目的理解度	3点
	②具体性・実現性	3点
	③有効性	3点
(5)体制およびスケジュール、その他		4点
合計		50点

- ①目的理解度:提案内容が本事業の目的を十分に理解した内容であること。
- ②具体性・実現性:提案された実施方法が具体的かつ実現可能であること。
- ③有効性:提案された実施方法により、事業の目的達成に資すること。

(2) プレゼンテーション

- ①日時:7月12日(月)14:30~17:00(この時間の中でヒアリング時間帯を割り当てます)
- ②場所:リモート(Zoomを予定)
- ③所要時間:プレゼンテーション15分、質疑10分(応募事業者数により変動する可能性あり)
- ④資料:企画提案書またはプレゼンテーション用の資料をご準備頂き、画面共有機能により投影の上、プレゼンテーションを行って頂きます。
- ⑤出席者:1提案者につき4人を上限とし、実際に業務に従事する者のうち、1人以上の出席を必須とします。

※ヒアリング時間帯の割り当てについては、7月8日(木)を目途に連絡します。

※プレゼンテーションの時間は、公平を期すため、途中であっても終了します。

※開始時刻・終了時刻は、予定の時刻からずれる可能性がありますので、前後の日程は余裕を持って確保ください。

※プレゼンテーションの詳細については、別途提案事業者に連絡します。

(3) 選定結果

選定結果は、可否に関わらず、本市から通知します。

10. 契約について

(1) 契約に向けた協議

選定委員会終了後、候補事業者として選定された事業者は、速やかに本市と契約に向けた協議を行い、双方合意の上で、実施内容を記載した事業計画書を作成の上、本業務委託契約を締結します。

(2) 契約金額

前述の事業計画書に基づき、新たに見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認した上で、支払いの上限金額(概算)として契約金額を決定します。業務の実施にあたっては、当該見積書に基づき予算を執行した上で、業務終了後、各支払いの証憑書類とともに実績報告書をご提出頂きます。市の検査にて、額の確定を行った上で、委託料を支払います。

11. 問い合わせについて

本公募に関するお問い合わせは、質問票に記入の上、下記まで電子メール、または FAX にて送信ください。電話等でのお問い合わせには応じられません。質問の内容によっては、必要に応じ

て、質問内容および回答をホームページに掲載することがあります。

(1) 質問票提出期限:令和3年6月29日(火)17時

(2) 質問票送信先

宮古島市役所 産業振興局 担当:三上

電子メール: m.satoru@city.miyakojima.lg.jp

※電子メールを送信する際は、「@」を半角に変換してお送りください。

FAX: 0980-73-2692

12. その他留意事項

- (1) 企画提案書を受理した後の提案者による加筆・修正は原則認めません。
- (2) 提出書類の準備をはじめ、契約以前にかかる一切の費用は応募事業者の負担とします。
- (3) 事業者の選定に係る審査内容や経過等については非公開とし、審査に関する異議申し立てには一切応じません。

以上